

生田緑地ばら苑及び周辺区域再整備エリアに関する
環境現況調査業務委託

仕様書

令和 7 年 8 月

市民文化局市民文化振興室新たなミュージアム準備担当

目 次

第 1 章 総 則

1	適用範囲	2
2	疑義	2
3	変更	2
4	計画書	2
5	現場管理	2
6	報告	2
7	関係法令	2、3
8	安全管理	3
9	再委託	3
10	仮設物等	3
11	支給物等	3
12	使用制限	3
13	派生物	4
14	復旧	4
15	完了	4
16	検査	4

第 2 章 業 務 仕 様

第 1 節	業務目的	5
第 2 節	一般事項	5
1	件名	5
2	履行場所	5
3	履行期間	5
第 3 節	業務仕様	5
1	環境現況調査業務	5
(1)	業務概要	5
(2)	業務計画	5
(3)	業務内容	6～10
(4)	報告書等	11
2	遵守事項	11
第 4 節	成果品	11～12

第 1 章 総 則

1 適用範囲

本仕様書は、川崎市（以下「本市」という。）が実施する生田緑地ばら苑及び周辺区域再整備エリアに関する環境現況調査業務委託に適用する。

また、本仕様書は、業務の基本的な内容を示すものであり、詳細に明記されていない事項でも業務の遂行上当然必要とされるものについては、受託者の責任において行うものとする。

2 疑義

受託者は、本仕様書の内容等に疑義を生じた場合は、本市に照会し、その内容を十分理解し、遺漏のないように行うものとする。

3 変更

提出済となった見積書については、その内容、技術的な変更及び見積額の増減を一切認めないものとする。ただし、本市の都合により仕様を変更する場合はこの限りではない。

また、業務の遂行に際し、軽微な変更を生じた場合は、本市と協議の上受託者の負担において行うものとする。

4 計画書

業務の実施にあたっては、委託業務着手届及び委託業務代理人届等提出し、あらかじめ本市の指示に従い、施工計画書を作成するものとする。

また、業務内容及び方法等については、本市及び生田緑地自然環境保全管理会議等と十分協議をした上業務を遂行するものとする。

5 現場管理

業務の実施に際しては、委託業務代理人を定め、本市に書面で届出するものとする。

業務は、その着手から完了に至るまで、すべて一貫したスタッフにより遂行するものとする。ただし、やむを得ず変更等が必要な場合は、本市の承諾を得た後に書面で届出するものとする。

また、作業範囲内の清掃及び整理はもとより、作業時間等の厳守及び他に支障を及ぼさないよう管理するものとする。

6 報告

作業の進捗状況及び業務を遂行する上で報告すべき内容等については、本市の指示に従い、日報及びその他の関係図書等をもって報告するものとする。

また、業務完了時に提出する報告書については、業務仕様に明記したとおりとする。

7 関係法令

業務の遂行にあたっては、関係法規及び諸規定を遵守し、入念かつ誠実に行うものとする。

なお、遵守しなければならない代表的な関係法規及び諸規定は次のとおりとし、これにより難しい場合は、本市監督員と協議の上、決定するものとする。

- ・川崎市環境影響評価条例
- ・川崎市環境影響評価条例施行規則
- ・川崎市環境影響評価等技術指針

8 安全管理

業務の実施にあたっては、あらかじめ安全責任者を定め、作業従事者に安全教育の周知徹底を図るものとし、労働安全衛生マネジメントシステムの運用上要請があった場合は協力するものとする。

また、危険を伴う作業も想定されるため、必要十分な保護具、保護手段及び予防措置を講じて災害等が発生しないよう留意するとともに、万一災害等が発生した場合は、受託者の負担において処理するものとする。

9 再委託

受託者は、業務の全部を一括して又は主要な部分を第三者に委託してはならない。

また、業務の一部（主要な部分を除く）を第三者に委託しようとするときは、契約後速やかに再委託者の住所、商号、氏名、再委託する業務の範囲、その必要性及び契約金額等について記載した書面を本市へ提出し、その承諾を受けなければならない。

なお、契約の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う再委託者の行為について、本市に対してすべての責任を負うものとする。

10 仮設物等

業務を実施するにあたり、資材置場、仮設事務所等の仮設物を設置する場合は、本市に申し出、承諾を得た後にその指示に従うものとする。

また、仮設物の設置に必要な用地についても、当該施設の業務に支障のない範囲で無償貸与するものとする。ただし、使用に際しては、本市に申し出、承諾を得た後にその指示に従うものとする。

11 支給物等

業務に係わる電気及び水は、当該施設の業務に支障のない範囲において無償支給するものとする。ただし、節電、節水に協力するものとする。

12 使用制限

本市の建物及び諸機器類は、原則として使用してはならない。ただし、業務の遂行上やむを得ず使用する場合は、本市に申し出、承諾を得た後にその指示に従うものとする。

13 派生物

業務の遂行に伴って生じた派生物は、本市の指示に従うものとする。

14 復旧

業務の遂行中において、第三者、当該施設、周辺の建物及びその他の設備に損傷を与えた場合には、受託者の負担にて速やかに復旧するものとする。

15 完了

業務が完了したときには、直ちに委託業務完了届（本市の様式による）を2部提出するものとする。ただし、業務を分割して実施する場合は、本市と事前に協議を行った上で、その部分完了分（一部完成、既済部分）について委託業務完了届を2部提出するものとする。

16 検査

業務の完了及び部分完了については、本市の検査を受けるものとする。

なお、業務完了後の検査が容易にできない箇所等については、その都度中間検査を受けるものとする。

第 2 章 業務仕様

第 1 節 業務目的

本業務は、生田緑地ばら苑及び周辺区域再整備エリアに関して、「川崎市環境影響評価に関する条例」に基づく各種資料の作成を行うにあたり、調査に時間を要する項目等について、先行的に環境現況調査を実施するものです。

第 2 節 一般事項

1 件名

生田緑地ばら苑及び周辺区域再整備エリアに関する環境現況調査業務委託

2 履行場所

川崎市多摩区長尾 2 丁目ほか

3 履行期間

契約日から令和 9 年 9 月 3 0 日まで

第 3 節 業務仕様

1 環境現況調査業務

(1) 業務概要

- ア 関係部署との打合せ業務（各種会議の参加等含む）
- イ 環境現況調査業務
- ウ 報告書作成業務

(2) 業務計画

受託者は、次に示した内容のうち、本市が求めた帳票、資料等からなる業務計画書を 2 部提出するものとする。

- ア 委託概要
- イ 計画工程表
- ウ 現場組織表
- エ 使用機械、使用資材等
- オ 調査項目
- カ 調査方法（作業フロー、使用機械等、仮設備計画、調査用地等を含む）
- キ 安全管理
- ク 使用する図書及び基準
- ケ 緊急時の体制及び対応
- コ その他

(3) 業務内容

ア 調査項目

(ア) — 1 陸生動物の状況

(ア) — 1 — 1 哺乳類、鳥類、爬虫類及び両生類

- a 動物相
- b 主な種の生息密度及び繁殖状況
- c 注目される種並びに注目される理由、生息地、食性及び行動様式

(ア) — 1 — 2 昆虫類

- a 動物相
- b 主な種の生息密度及び繁殖状況
- c 注目される種並びに注目される理由、生息地、食性及び行動様式

(ア) — 1 — 3 クモ類及び土壌動物

- a 主な種及び生息密度

(ア) — 2 水生生物の状況

(ア) — 2 — 1 水生動物

- a 水生動物の種、現存量及び分布状況
- b 注目される種並びに注目される理由、生息地、現存量及び分布状況

(ア) — 2 — 2 付着生物及びプランクトン

- a 種組成
- b 現存量及び分布状況並びにプランクトンの出現時期

(ア) — 3 陸生植物の状況

(ア) — 3 — 1 植物種

- a 植物相
- b 注目される植物種及び注目される理由

(ア) — 3 — 2 植物群落

- a 優占種等による植物群落の区分、種構成、構造、分布状況及び植物群落と環境条件との関係
- b 注目される植物群落の種類及び注目される理由

(ア) — 4 水生植物の状況

(ア) — 4 — 1 植物種

- a 植物相

- b 注目される植物種及び注目される理由

- (ア) — 4 — 2 植物群落
 - a 優占種等による植物群落の区分、種構成、構造、分布状況及び植物
 - b 注目される植物種及び注目される理由

- (ア) — 5 生態系の状況
 - a 植物群落の調査を基に生態系について把握する
 - b 生息環境との関わり及び生物相互の関わり（食物連鎖）

- (ア) — 6 生育・生息環境
 - a 植生の状況及び植生の階層構造
 - b 水辺植生等の種類及び分布状況

- (ア) — 7 土地利用の状況

- (ア) — 8 関係法令等による基準等

イ 調査地点

図1に示した調査範囲を基本に、既存資料、現地踏査結果等を参考に周辺地域含めて調査を行うこと。なお、詳細については本市監督員と協議の上決定するものとする。

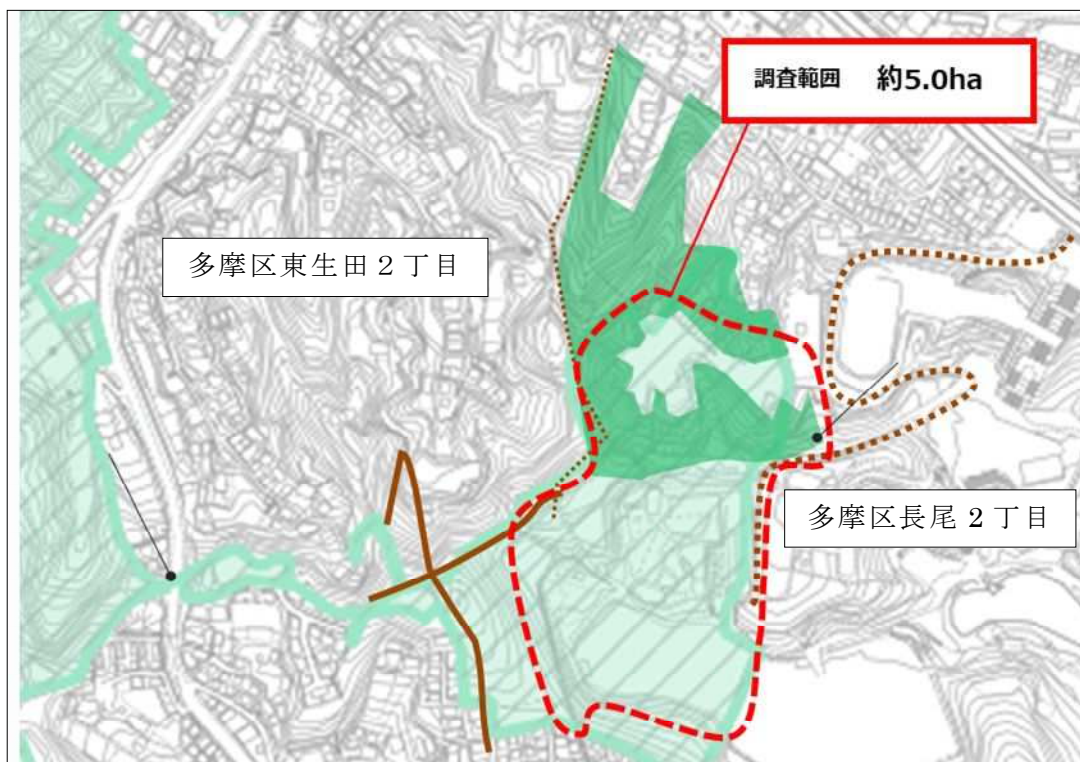


図1 調査地点

ウ 調査期間・調査時期

動物、植物の状況を把握するために適した時期及び季節変動を把握し得る期間とし、調査期間については次を基本とする。なお、詳細については本市監督員と協議の上決定するものとする。

年度 対象	令和7年度		令和8年度				令和9年度		
	秋	冬	春	夏	秋	冬	春	夏	秋
陸生動物	○	○	○	○					
水生生物	○	○	○	○					
陸生植物・水生植物	○	○	○	○					
植物相	○	○	○	○					
植物群落	○	○	○	○					
特定の種(猛禽類)			○				○		

エ 調査方法

(エ) — 1 陸生動物

調査地域の動物の状況が把握できるように、直接観察法のほか、学術的に一般に用いられている次の調査方法のうちから、適切なものを選択するか又は組み合わせて行うこと。なお調査結果については、出現種のリスト及び分布図等の図表によりわかりやすく

表示すること。

- ・哺乳類：フィールドサイン法、トラップ法、ヒアリング等
- ・鳥類：定点センサス法、ルートセンサス法、テリトリーマッピング法、ヒアリング等
- ・爬虫類：フィールドサイン法、ヒアリング等
- ・両生類：フィールドサイン法、ヒアリング等
- ・昆虫類：ビーティング法、スウィーピング法、ライトトラップ法、ベイトトラップ法等
- ・クモ類：昆虫類調査に準ずる
- ・土壌動物：方形枠法、ツルグレン法等

(エ) — 2 水生生物

調査地域の水生生物の状況が把握できるように、学術的に一般に用いられている次の調査方法のうちから、適切なものを選択するか又は組み合わせて行うこと。調査結果は、出現種リスト及び分布図等によりわかりやすく表示すること。

- ・水生生物：直接観察法等
- ・付着生物：方形枠法等
- ・プランクトン：採水法、ネット法（動物プランクトン）等
- ・水生動物（遊泳動物）：直接観察法、捕獲による方法、ヒアリング等
- ・水生動物（底生動物）：サーバーネットによる方法、採泥器による方法等

(エ) — 3 陸生植物・水生植物

(エ) — 3 — 1 植物相

調査地域の植物種を把握できるように踏査ルートを定めて行うこと。なお、注目される植物種については、必要に応じ聞き取りによる調査を行うこと。調査結果は、系統分類の科ごとにまとめて示し、更に得られたリストの中から注目される種を選び出して、それらの数量等の生育状況を把握すること。

(エ) — 3 — 2 植物群落

植物群落の調査は、植物社会学的調査法による。調査結果は、植生図としてまとめ、その解説を行うとともに、注目される群落がある場合は、その状況を把握すること。植物社会学的調査法による分類が困難な場合は、群落の優占種をそのまま群落名として表示すること。

(エ) — 4 植物及び動物における注目される種、群落

植物及び動物の調査結果から、注目される種、群落、生息地及び注目される理由を整理すること。次の基準や専門家の意見等を参考に、地域生態系の中での重要性、希少性、分布特異性、脆弱性などを総合的に判断して、注目される種、群落、生息地を選定すること。

選定した場合は、その選定理由を種、群落、生息地ごとに明らかにすること。なお、注目される種、群落、生息地に関する情報を公表することにより盗採等が懸念される場合は、確認位置等の表現に配慮すること。

- (i) 文化財保護法又は文化財保護条例（神奈川県・川崎市）に基づく特別天然記念物、天然記念物
- (ii) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく国内希少野生動植物種
- (iii) 「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生動物（レッドデータブック）」（環境省）における掲載種
- (iv) 「神奈川県レッドデータ生物報告書」における掲載種
- (v) その他国、神奈川県、川崎市により定められる基準等

(エ) — 5 特定の種

既存資料調査又は現地調査において、オオタカ等が確認され、当該特定の種に専ら着目して調査を行うことが必要になった場合には、次の資料等を参考に調査を行うこと。猛禽類保護の進め方（改訂版）—特にイヌワシ、クマタカ、オオタカについて—（環境省）

(エ) — 6 生態系

地域を特徴づける生態系に関し、植物及び動物の調査結果等により概括的に把握される生態系の特性に応じて、生態系の上位に位置するという上位性、当該生態系の特徴をよく現すという典型性及び特殊な環境等を指標するという特殊性の視点から、注目される生物種等を複数選び、これらの生態、他の生物種との相互関係及び生息・生育環境の状態を調査すること。

具体的には、陸域、海域及び陸水域の各々において、陸生植物、陸生動物、水生生物及び生育・生息環境の調査結果を用いるとともに、他の予測評価項目の調査結果を活用できる場合は、それらを整理解析する方法を用いることができる。調査結果は、動植物の食物連鎖図等によりわかりやすく整理すること。

(エ) — 7 生育・生息環境

生育・生息環境の調査は、学術的に一般に用いられている調査・解析等の方法による。

(エ) — 8 土地利用の状況

土地利用の状況は、土地利用現況図、都市計画図、航空写真等の既存資料を収集整理し、必要に応じて現地調査により行い、その結果を図表等により表すこと。

(エ) — 9 関係法令による基準等

関係法令等による指定、規制等の内容を整理すること。

(4) 報告書等

報告書等は、次の内容等によりとりまとめ、提出するものとする。

環境現況調査業務

- (ア) 調査結果
- (イ) 使用機器及び分析方法
- (ウ) 計量証明書
- (エ) 調査地点図
- (オ) 調査状況写真
- (カ) 参考とした資料等の目録

2 遵守事項

- (1) 業務を実施する際は、本市に連絡するとともに、その指示に従うものとする。
- (2) 本業務の遂行にあたり生田緑地内に立ち入り調査等を実施する際は、本市監督員の指示に従うこと。
- (3) 業務に必要な資料やデータ等については、協議により貸与する。また、貸与した資料については、業務終了までに返却すること。
- (4) 現況調査の測定場所及び電源は、受注者の責任において確保すること。
- (5) 本業務を遂行するにあたり、各業務担当者の専任性を確保すること。

6 その他

その他の必要事項等については、本市監督員と協議の上実施すること。

第4節 成果品

本委託業務の完了時は、成果品として次の図書を提出するものとする。なお、成果品の作成にあたり、あらかじめ本市の承諾を得るものとする。

【令和7年度】

- | | | |
|---|-------------------------|-----|
| 1 | 日報及び打ち合わせ議事録 | 1 式 |
| 2 | 生田緑地マネジメント会議等の説明資料、想定問答 | 1 式 |
| 3 | 現況調査報告書 | 3 部 |
| 4 | その他 | 1 式 |

【令和8年度】

- | | | |
|---|--------------|-----|
| 5 | 日報及び打ち合わせ議事録 | 1 式 |
| 6 | 現況調査報告書 | 3 部 |
| 7 | その他 | 1 式 |

【令和9年度】

- | | | |
|----|--------------|-----|
| 8 | 日報及び打ち合わせ議事録 | 1 式 |
| 9 | 現況調査報告書 | 3 部 |
| 10 | 電子成果品 | 1 式 |

委託の完了にあたっては、上記 1 ～ 1 1 の内容が入った電子データを 2 つ提出するものとする。
なお、現況調査報告書の様式は A 4 サイズとし、電子データの作成にあたっては、「川崎市電子納品要領（令和 2 年 4 月改定）」を遵守すること。